

陳 情 文 書 表

令和7年6月定例会

令和7年分陳情第12号

総務環境委員会

受理年月日	令和7年5月29日
件名	公共事業における使用機材の納税確認体制の整備に関する陳情
陳 情 人	
陳 情 要 旨	
<p>[趣旨]</p> <p>富山市が実施する公共事業において、小型特殊自動車（小型建設機械等）の適正な納税が確認された機材のみが使用されるよう、発注前に確認を行う制度の整備を求めます。</p> <p>[理由]</p> <p>富山市では、毎年多くの公共事業が民間事業者へ委託され、地域インフラの整備や市民サービスの向上に寄与しています。これらの事業の原資は、市民からの貴重な税金であることは言うまでもありません。</p> <p>一方で、公共事業に使用される機材の中には、小型特殊自動車に該当する建設機械（例 ミニショベル、フォークリフトなど）が多数含まれています。</p> <p>この小型特殊自動車については、地方税法に基づき、市町村への申告及び軽自動車税（種別割）の納付が義務づけられているにもかかわらず、現場では未申告・未納税の状態で使用されている例が散見されます。</p> <p>公共事業において、税金が原資であるにもかかわらず、納税義務を果たしていない機材が使われている状況は、市民感情としても制度の信頼性としても看過できないものです。</p> <p>これは言わば、「納税されていない機材によって税金が使われる」という本末転倒の状態とも言えます。</p> <p>こうした課題に対し、公共事業の発注に際して、使用する小型特殊自動車に適正に申告・納税されていることを確認するを導入することが必要です。</p> <p>例えば、申告済み車両に対して発行される軽自動車税申告済証明書（またはナンバー登録の写し等）を、契約・入札時に提出書類として添付させることにより、確認は十分に可能です。</p> <p>このような制度を整備することで、公共事業の透明性と公正性の確保、納税の公</p>	

平性に対する信頼の向上、適正な課税の実現と市税収の確保といった効果が見込まれます。

〔陳情事項（要望内容）〕

- 1 公共事業の発注に当たり、使用する小型特殊自動車各市町村に適正に申告・納税されていることを確認する体制を整備すること。
- 2 確認手段として、申告済み証明書等の添付を義務づける制度を導入すること。

〔結び〕

公共事業は市民の信頼の上に成り立つべきものであり、その実施に当たっては原理原則に基づく運用が求められます。

本陳情の内容が、税制度の公正な運用及び市民の信頼の確保につながるものと確信しております。

つきましては、本件について前向きな御検討をお願い申し上げます。